

# 所得分配構造の変化と 租税負担

## 消費税 VS 法人税

はじめに

中央・地方政府の長期債務残高はすでに860兆円を超え、30兆円の公債費が財政を圧迫する。その一方、拡大する貧困、増大する医療・介護ニーズはさらなる財政需要を不可避とする。このまま放置すれば、日本の財政破たんは、そう先のことではない。この財政破たんを回避すべく、この間、政府、NHKを初めとするマスコミ、財政学者は、消費税率引き上げキャンペーンを展開してきた。

加えて、去る3月11日、東日本大震災が発生し、新たに復興財源問題が浮上する。被害は、直接的なものだけで16兆〜25兆円と試算される。数年に渡り、5兆円前後の復興財源が

必要となる。原発事故による損害賠償もある。当然、東京電力を初め、安全管理責任を怠った行政機関トップの賠償責任は免れない。しかし、被害者への早急な補償の必要性から、賠償についても当面の財政による肩代わりは避けられない。この復興財源をどこに求めるのか。

政府内では、一部の歳出見直し（年金財源の転用、子ども手当上乘せの見直し、高速道路料金割引・無料化の中止、公務員給与削減）に加え、震災特例公債、および復興復旧特別税案が検討課題となる。後者の復興復旧特別税として具体的に言及されているのが、消費税率の引上げ、所得税額（あるいは税率）の一律10%程度の上積みである。震災後の義援金の広がり的事实を見て、これは、目的さえ明確であれば、国民は増税に応じる証左であると解釈する「有識者」の声も

福田泰雄

〔一橋大学教授〕

ふくだ・やすお

聞かれる。

しかし、復興財源を消費税率の引上げ、所得税の一律での上積みを求める根拠は一体どこにあるのだろうか。「連帯」の証として？ 確かに、歳出の見直しは当然として、増税は避けられない。その際、復興財源確保にせよ、本来の財政健全化にせよ、「応能負担原則」に基づいて行われてこそ社会的「連帯」にふさわしい。ところが、この「応能負担原則」に照らした場合、日本の税制は大きな歪み、不公平性を抱える。消費税率の引上げ、所得税の一律での上積みはこの歪みをさらに拡大するものでしかない。

以下、本稿では、バブル崩壊以降を分析対象として、勤労世帯から法人、具体的には大手企業への所得シフトが生じ、同時に他方では法人から世帯への社会的負担（税・社会保険料）のシフトが生じていることを明らかにする。本稿の課題は、こうした所得と税・社会保険料負担をめぐる世帯と法人の間で拡大する不公平を明らかにし、その是正による、復興財源を含めた財政健全化の道筋を提示することにある。

震災後、復興財源問題が政策論議の焦点となる。これに対し、本稿は、すでに指摘したように復興財源問題は、本来の財政再建の一環として対処すべきとの立場に立つ。というのは、一つに、増税は避けられないものの、それは応能負担原則に基づいて行われるべきものだからであり、二つに、中央・地方政府の財源不足はすでに40兆円（2010年度）を超え、数年にわたる5兆円前後の復興財源は、本来の財政再建目標の枠内に収めて対応することが可能であり、三つに、

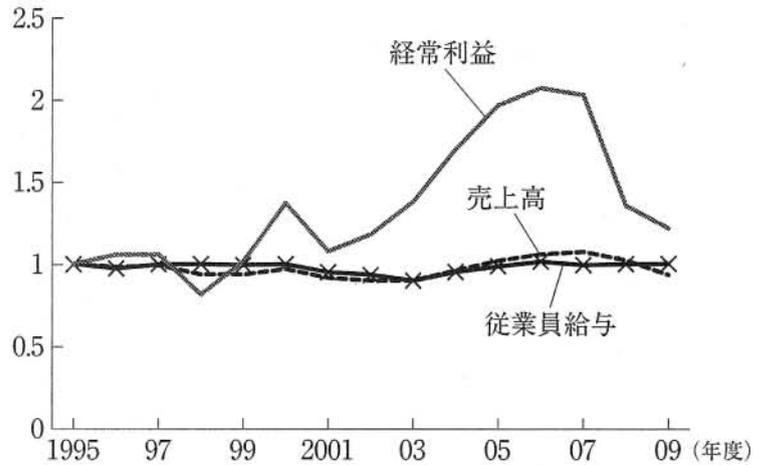
放射能汚染地域以外の復興にも5年以上の年月を要することを考えれば、その間、財政再建を放置すれば、国債市場に混乱を招き、財政運営にとどまらない市場の混乱を引き起こすと判断されるからである。

## 1 労働分配率の低下と格差拡大

バブル崩壊以降、日本のGDP成長率は、他の主要先進国（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、カナダ）を大きく下回る。1人当たりGDP（実質）は、1981年から1991年の10年間に48・1%増加するが、バブル崩壊後状況は一変し、1991年から2001年、2001年から2010年にかけては、それぞれ6・3%、6・8%とプラスを維持するものの増加率は大幅に鈍化する。こうした日本経済の低成長の下、分配構造は1990年代末以降大きな変化を遂げる。

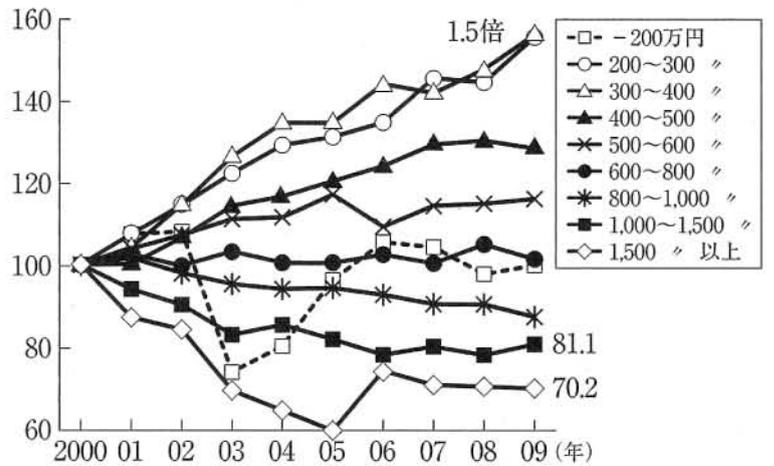
第一の変化は、労働分配率の低下である。国税庁企画課「民間給与実態統計調査結果」によれば、給与総額（源泉徴収義務者）は、1998年の223兆円をピークに2008年には、201兆円、つまり21兆円の減少を見る。1人当たり給与総額は、その間、419万円から365万円へ、13%減少する。他方、同課「会社標準調査結果」によれば、法人企業所得は、バブル・ピーク、1990年の50兆円を境に、バブル崩壊、およびその後の平成不況により1999年には31兆円にまで落ち込む。しかし、その後、景気回復もあり2

図1 売上高、経常利益、従業員給与の推移(95年度=1)



(注) いずれも当期末。金融・保険を除く全産業。  
(資料) 財務省総合政策研究所『法人企業統計年報』より作成。

図2 年収階層別世帯数の推移(2000年=1)



(出所) 熊野英生「消費衰退の分析=年収デフレの効果」『Economic Trends』(第一生命経済研究所)、2010年3月12日。

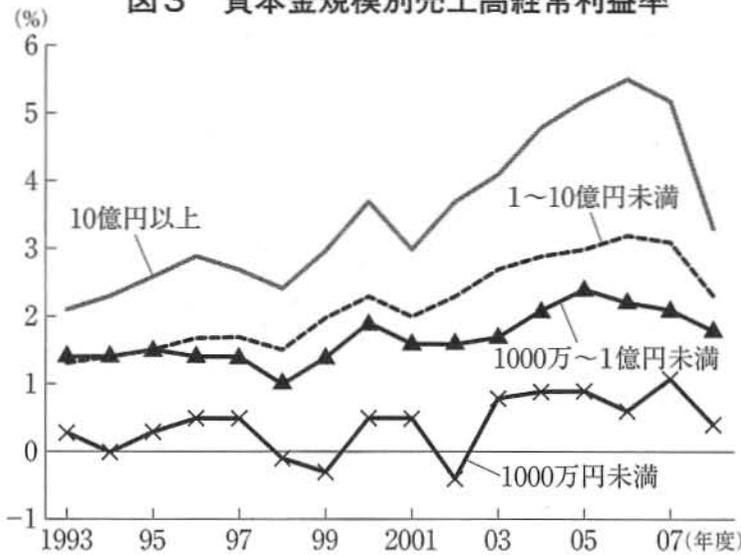
007年にはバブル・ピークを超える55兆円にまで所得を回復させる。

こうした労働分配率の低下と法人所得の増加は財務省「法人企業統計年報」によっても確認される。図1は、金融・保険を除く全産業について、1995年の値を基準1とし、売上高、従業員給与(含賞与)、および経常利益の推移を示したものである。経常利益は、1998年度、2001年度に落ち込むものの、売上高が横バイに推移する下で2007年度には1995年度の2倍を超えるに至る。他方、従業員給与は1995年度以降増加することなく、2000年

ある。1985年に労働者派遣法が制定されて以降、派遣に限らずパート、契約社員等の非正規雇用が増大し、2000年以降その比率は雇用者の3割を超える。そうした中、正規雇用者数は、1990年以降減少する。非正規雇用者の約4割は正社員と同等かそれ以上の就労時間を伴うにもかかわらず、平均年収は300万円に達せず、約8割は年収200万円に達しない。その結果、年収200万〜300万円世帯が急増し、さらにこの低賃金、不安定就業層の拡大に伴い、正規労働者の賃金も抑制され、年収800万〜900万円、年収1500万円以上の世帯数が減少する(図2)。つまり、

度から2005年度にかけては1995年度水準を下回り、いざなぎ景気の下にあっても1995年度水準を回復するに留まる。なお、労働分配率の低下は日本に限られたことではない。1980年代以降主要先進国では一様に労働分配率(対GDP労働報酬比率)が低下傾向を示す。しかし、そうした中であって、日本の労働分配率は、1990年代末以降、アメリカを下回り最低水準に留まる。日本において、売上高が低迷する下で、なぜ経常利益の拡大が可能となったのか。それは、経費削減、とりわけ賃金抑制、削減であり、さらにその人件費節約を可能にしたのが非正規雇用の拡大で

図3 資本金規模別売上高経常利益率



(注) 金融・保険を除く。  
(資料) 図1に同じ。

業の売上高利益率は「いざなみ景気」にあっても1%に達することもなく低迷する。この資本金1億円未満企業の売上高利益率の回復の遅れ、あるいは低迷の第一の原因は、売上げそれ自体の低迷、縮

小である。バブル崩壊直後のボトム(1993年)から2008年にかけての売上高の変化を見ると、資本金1億円以上の規模企業は、伸び率は低いものの1.17倍とかなり伸びている。一方、資本金1億円未満の規模企業は0.93倍と売上高が減少する。とりわけ、資本金5000万円未満の中小零細企業の売上高は0.82倍と、20%近く市場規模を縮小させる。

この中小企業の売上高縮小の第一の原因は賃金の抑制、削減である。賃金の削減は、消費支出の抑制を介して、必ずしも海外販路を持たない中小企業にダメージを与える。第二は、大手企業の海外進出に伴う、下請を中心とする中小企業製品、中間財に対する需要の減少である。大手企業の海外展開に伴い、製造業就業者は、1561万人(1991年)から1024万人(2010年)へとこの20年で約540万人の減少を見る(総務省「労働力調査」)。この大手企業の海外シフトに伴い、下請の再編、切り捨てが進行し、下請企業は構造的な市場規模の縮小に直面する。例えば、ホンダ(自動車)はインド市場において、部品の現地調達率をすでに70%台後半にまで引き上げているが、2~3年のうちにはその調達率をさらに90%台半ばに引き上げるといふ戦略を描く(「日本経済新聞」2010年8月2日付)。こうした大手企業のグローバル戦略に伴い、日本からの輸出品は進出先現地企業の部品に代替され、さらには日本への部品輸出が広がる。実際、日本の中間財黒字比率は2000年以降下降に転ずる(同)。親企業とともに海外進出を行う余力のない下請

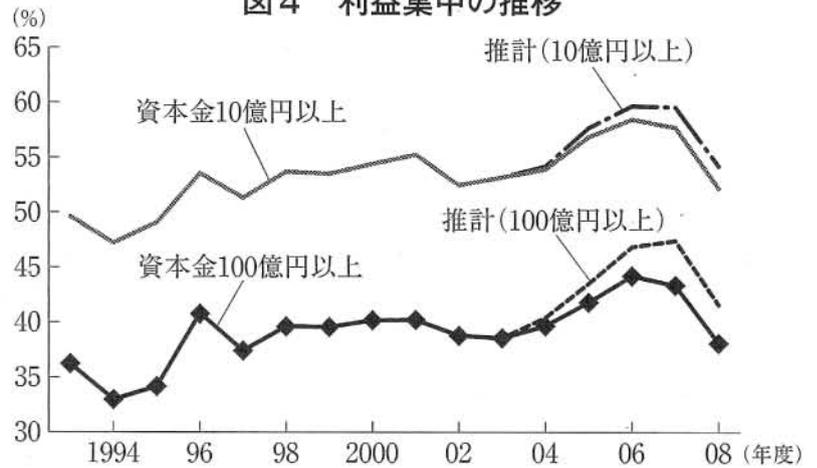
中流世帯が減少し、下層・貧困世帯が増加する形で、世帯間格差が拡大する(分配構造変化の第二の特徴)。

しかしまた、企業サイドにおいても企業規模間で状況は異なる。つまり、1990年代後半以降利益率の規模間格差が拡大する(分配構造変化の第三の特徴)。図3は、資本金規模別に売上高経常利益率の推移を示したものである。資本金10億円以上の規模企業は、アップ・ダウンがあるものの1993年以降リーマン・ショック直前まで利益率を傾向的に上昇させる。一方、資本金1億円未満の規模企業は、利益率が伸び悩む。とりわけ、資本金1000万円未満の中小零細企

業の売上高利益率は「いざなみ景気」にあっても1%に達することもなく低迷する。この資本金1億円未満企業の売上高利益率の回復の遅れ、あるいは低迷の第一の原因は、売上げそれ自体の低迷、縮小である。バブル崩壊直後のボトム(1993年)から2008年にかけての売上高の変化を見ると、資本金1億円以上の規模企業は、伸び率は低いものの1.17倍とかなり伸びている。一方、資本金1億円未満の規模企業は0.93倍と売上高が減少する。とりわけ、資本金5000万円未満の中小零細企業の売上高は0.82倍と、20%近く市場規模を縮小させる。

この中小企業の売上高縮小の第一の原因は賃金の抑制、削減である。賃金の削減は、消費支出の抑制を介して、必ずしも海外販路を持たない中小企業にダメージを与える。第二は、大手企業の海外進出に伴う、下請を中心とする中小企業製品、中間財に対する需要の減少である。大手企業の海外展開に伴い、製造業就業者は、1561万人(1991年)から1024万人(2010年)へとこの20年で約540万人の減少を見る(総務省「労働力調査」)。この大手企業の海外シフトに伴い、下請の再編、切り捨てが進行し、下請企業は構造的な市場規模の縮小に直面する。例えば、ホンダ(自動車)はインド市場において、部品の現地調達率をすでに70%台後半にまで引き上げているが、2~3年のうちにはその調達率をさらに90%台半ばに引き上げるといふ戦略を描く(「日本経済新聞」2010年8月2日付)。こうした大手企業のグローバル戦略に伴い、日本からの輸出品は進出先現地企業の部品に代替され、さらには日本への部品輸出が広がる。実際、日本の中間財黒字比率は2000年以降下降に転ずる(同)。親企業とともに海外進出を行う余力のない下請

図4 利益集中の推移



(注) 金融・保険を除く。  
 (資料) 国税庁企画課「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態)」より作成。

企業での賃金切下げを招き、世帯間所得格差が拡大することになる。

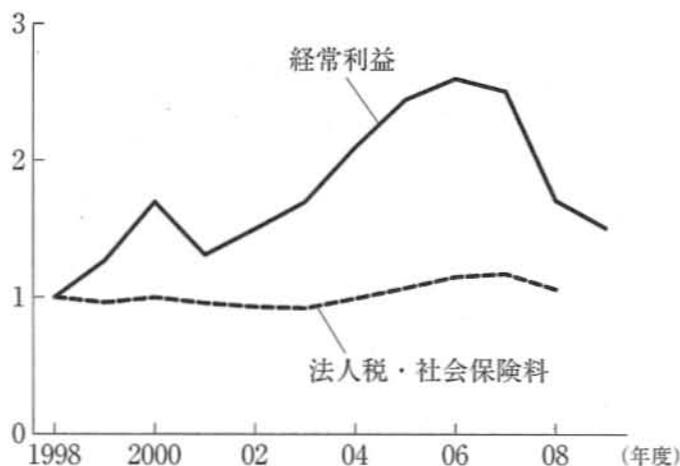
労働分配率の低下、世帯間所得格差の拡大、および企業規模間利益率格差の拡大、これら三大格差拡大の結果が巨大多国籍企業への所得集中であり、これがこの間の分配構造変化の第四の特徴である。グローバル化の下で、日本の分配構造は、労働から資本へ、そして中小企業から大手企業へ着実に所得シフトが進む。図4は、国税庁企画課「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態)」をもとに、資本金

企業は、それまでの販路を失うだけではなく、代替部品の調達が可能となった親企業により、納入単価の切り下げ圧力を被ることになる(『週刊東洋経済』2007年2月24日号、72頁)。こうした売上げの減少、納入単価の引下げにより利益率確保が困難となり、ひいてはこうした中小

10億円以上、および資本金100億円以上の企業への利益集中の推移を、それぞれ対全企業利益の比で示したものである。なお、ここで利益とは、調査所得金額(利益計上法人)に受取配当益金不算入額を加えたものである。会社法改正に伴い持ち株会社等、分社化、子会社化が広がり、かつての利益が関連会社からの配当に姿を変えるケースが広がるからである。また、法人税法改正に伴い、2002年度以降連結納税制度が解禁となる。よって、図4においては、連結法人の利益の70%を10億円以上、100億円以上規模企業の利益にそれぞれ加え、その各合計値を点線で表示した。2008年度時点で連結法人は748社、うち38.8%が資本金10億円以上である。その資本金10億円以上の規模企業(法人全体の0.3%)は、調査所得金額の55%前後、受取配当益金不算入額の約9割を占めることから、連結法人利益の7割を非連結法人利益に加え大手企業の推計利益とした。

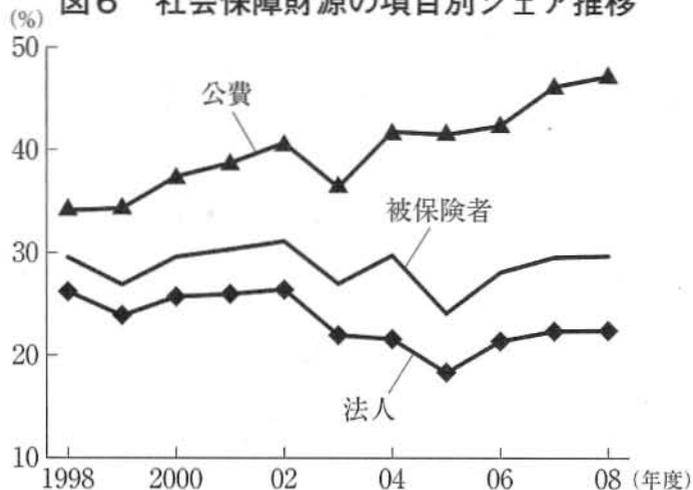
バブル崩壊後、1994年度をボトムとして企業利益は回復、そして増加プロセスに入るが、その過程において大企業への利益集中が進む。「いざなぎ景気」のピーク2007年度には、資本金10億円以上規模企業が法人利益の約6割を集中し、1500社に満たない資本金100億円以上規模の企業のシェアが5割に迫る。資産についても巨大企業への集中が進む。GDPが500兆円前後で停滞する中、連結ベースの総資産上位50社の総資産は、1997年度末の210兆円から2007年度末の321兆円へ、わずか10年の間に1.5倍に増加する<sup>3)</sup>。

図5 経常利益、法人税+社会保険料 (事業主負担) の推移 (98年度=1)



(注) 金融・保険を除く。  
 (資料) 財務省総合政策研究所「法人企業統計年報」、およびOECD, Revenue Statisticsより作成。

図6 社会保障財源の項目別シェア推移



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障財源の項目別推移」より作成。

の下の2005年度から2007年度にかけて、一般政府収入に対する法人負担は数ポイント上昇に転ずる。しかし、その期間の経常利益の増率と比べ、法人負担比率の上昇はわずかであり、応能負担原則に沿うものではない(図5)。しかも、リーマン・ショック後の2008年度には、再び家計負担シェアが上昇に転じ、法人負担シェアは下落に転ずる。

今日、家計、零細企業にとって消費税負担もさることながら、社会保険料は大きな負担項目を形成する。被保険者負担の保険料は個人所得税額(国税)

## 2 大手企業の社会的責任回避

1990年代末以降、労働セクター、および中小企業セクターから巨大企業へ付加価値配分の集中が進む。次に問われるのは、この巨大企業が国家財政に対し応分の社会的責任を

要するに、巨大グローバル企業は、国内にあつては賃金を抑制・削減し、また下請企業のリストラ、納入部品単価の引下げ、国外にあつては、投資先の現地企業との取引拡大により経費を削減し、所得集中度を高めてきた。労働者、中小企業から巨大企業への所得シフトである。

果たしてきたのか否かである。

法人セクターは法人税(含地方税)、社会保険料の事業主負担を通して、労働セクター、あるいは家計世帯は、所得税(含地方税)、社会保険料の従業員負担、商品・サービスに対する課税負担を通して、政府収入を支える。中央、地方を含めた一般政府収入における法人、および家計のシェアを見ると、消費税率が3%から5%に引き上げられた1997年度以降、2004年度にかけて、家計負担シェアが上昇し、法人負担シェアが低下する(OECD, Revenue Statistics)。この時期、勤労世帯の給与収入が停滞、減少する一方、企業の経常利益が回復、増加に転ずる。その後、「いざなぎ景気」

を上回り、民間法人にとっても、事業主負担の保険料は法人税額（国税）に匹敵する。図6は、社会保障財源について、その収入構造の推移を示したものである。図中の公費は、資産運用収入を除く、税収入からの繰り入れ、積立金からの受入れ、および公的事業法人拠出の社会保険料からなる。

収入構造変化の第一の特徴は法人負担比率の低下である。法人部門は、社会保障財源に占める負担率を1998年度の26・2%から2005年度には18・3%へ下げる。その後、上昇させるも、1998年度を4割下回る22%台に留まる。

第二に、被保険者負担は、1998年度以降2008年度にかけて、3回ほど負担率を引下げるが、ほぼ28〜30%水準を維持する。第三に、公費負担比率がほぼ一貫して上昇する。つまり、第四に、増大する社会保障ニーズの下、法人部門は社会的負担義務を被保険者、公費へと転嫁してきたのである。公費負担比率の上昇が財政赤字拡大要因となることは言うまでもない。

要するに、法人部門、具体的には、大手企業は、所得集中を進めながら、一般政府に対する社会的義務（税＋社会保険料）を応能原則に従うことなく、家計・財政赤字に転嫁してきたのである。

### 3 キャッシュ・フローの増大と財テク化

バブル崩壊から10年後、2000年代に入り、賃金を初めとする経費削減、および輸出主導の景気回復によって大手企

業は利益を急テンポで回復、増大させる。その一方で大手企業は政府に対する

応分の社会的負担義務を回避してきた。結果は、大手企業の内部留保の累積的増大である。問題は、その累積する内部留保の内容である。

内部留保を設備投資として支出すれば、内部留保は、固定資産として蓄積されることになる。果たして、大手企業は累積する内部留保をそれに見合せて設備投資なり本業ビジネス向けの投資に向けているのだろうか。

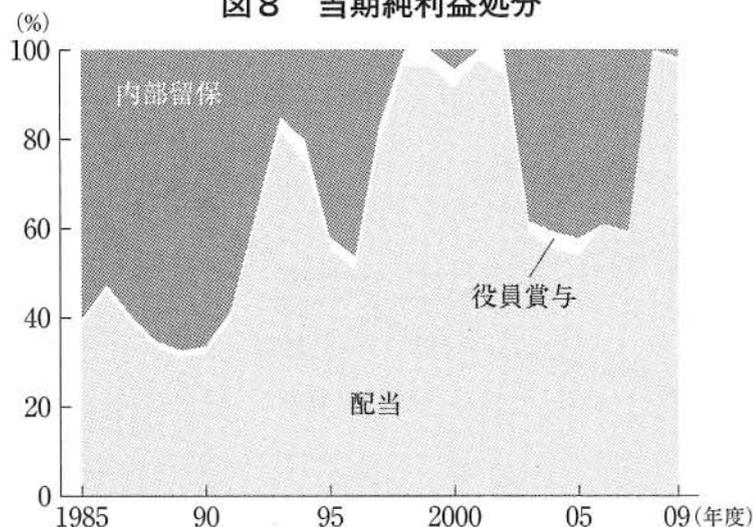
図7は、資本金10億円以上の企業について、キャッシュ・フロー（当期純利益＋減価償却）と設備投資金額（除土地）の推移を追ったものである。1980年代後半のバブル景気時、設備投資がキャッシュ・フローを上回るが、1993年度以降はキャッシュ・フローを設備投資が上回ることとはな

図7 キャッシュ・フロー、および設備投資額の推移



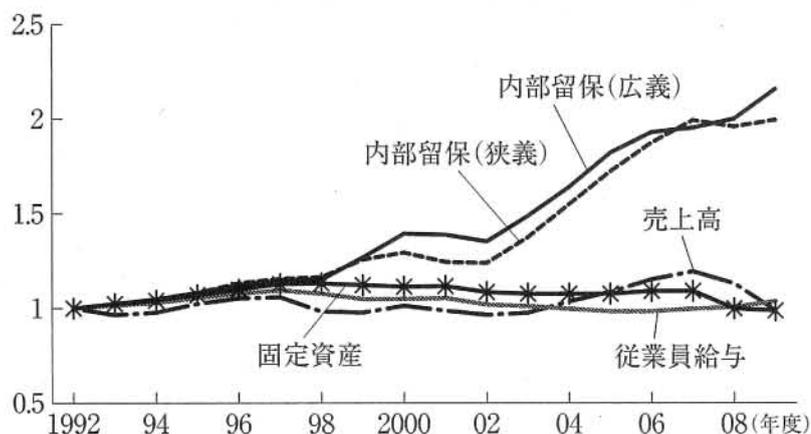
(注) 資本金10億円以上、金融・保険を除く。  
(資料) 図1に同じ。

図8 当期純利益処分



(注) 資本金10億円以上、金融・保険を除く。内部留保ゼロの年度は、配当金支払いのため資本剰余金の取り崩しが行われた。  
(資料) 図1に同じ。

図9 内部留保(ストック)、固定資産(有形・無形)、売上高、従業員給与の推移(92年度=1)



(注) 資本金10億円以上、金融・保険を除く。  
(資料) 図1に同じ。

く、2001年以降両者のギャップは大幅に拡大する。つまり、大手企業は、財務的には、外部資金に頼ることなく設備投資資金を十分まかなえる状態にある。

キャッシュ・フローと設備投資金額との差額は企業にとっての余裕資金の発生を意味する。余裕資金の発生は、当期純利益の処分内容、およびストックとしての内部留保の利用形態に変化をもたらす。まず、その前者について、大手企業の当期純利益の処分内容を1985年度以降について見たのが図8である。

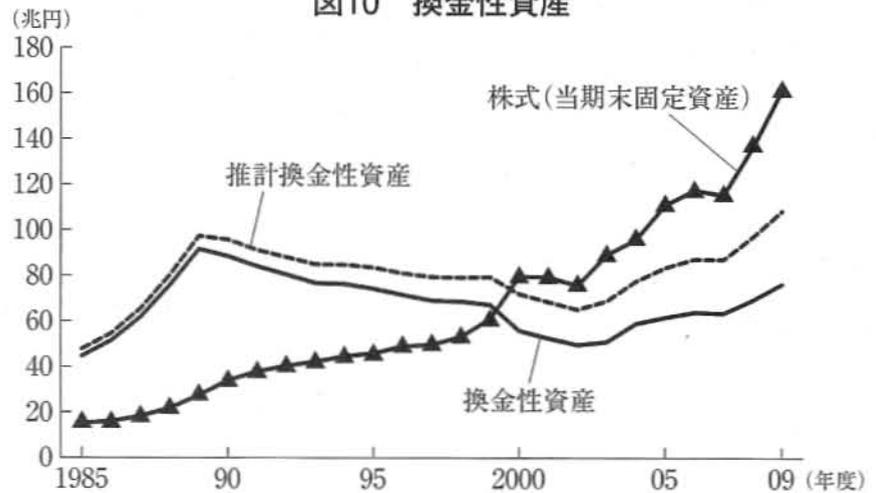
まず目に付くのが配当金支払いシェアの大

きさである。日本の企業も2001年度以降配当を重視し、支払い額を増やす。そうした中、2000年度を除く1998年度から2002年度にかけて、大手企業によっては当期純利益を上回って配当金を支払う。つまり、内部留保(ストック)の資本剰余金を取り崩してまで配当金支払いを行ったのである。同じことは2008年度でも生じた。大手企業は、余裕資金の発生を受け、まずは配当金支払いの充実を計ったのである。

さらに余裕資金の発生は、内部留保の利用内容にも変化を

もたらす。まずここで改めて大手企業における内部留保の累積を確認しておこう。図9はその内部留保の累積推移を1992年度=1として示したものである。図中、狭義の内部留保は、貸借対照表の「利益剰余金」を、広義の内部留保は、その「利益剰余金」に「資本剰余金」、「引当金・準備金」、「自己株式」、「その他」(有価証券、土地等の評価損益)を加えたものである。すでに指摘したように時として企業は「資本剰余金」を配当支払いに当てる。つまり、「資本剰余金」は「利益剰余金」と同様の機能を担う。また、「引

図10 換金性資産



(注) 資本金10億円以上、金融・保険を除く。  
 (資料) 図1に同じ。

大手企業は累増する内部留保に見合う形で固定資産投資を行ってきたわけではない。

固定資産の伸び率を上回る内部留保の増大は金融資産の増加を意味する。図10は、資本金10億円以上の企業の金融資産について、換金性の低い株式(固定資産)、および換金性資産に区分してそれぞれの金額推移を見たものである。なお、ここでの換金性資産は、流動資産としての「現金・預金」、

当金・準備金」についても、実際の利用割合は高くはなく、さらにマネジメント・バイ・アウト(MBO)による自社株保有は利益剰余金の転化形態と見なされる。図9からは、狭義、広義にかかわらず、内部留保が固定資産(有形+無形)を大きく上回る勢いで累積されてきたことが分かる。つまり、

および「有価証券」に固定資産項目としての「社債・その他有価証券」、および「自社株」を加えたものである。また、推計換金性資産とは、この換金性資産に固定資産としての「株式」×20%を加えた値である。当「株式」は主に関連会社・子会社の株式保有からなるが、一部純粹の投資目的としての保有をも含む。海外展開の進む電機産業大手6社の場合、その純粹の投資目的での株式保有割合が20%であることから、この20%を基に換金性資産の推計を行った。図10によれば、金融資産のうち固定資産項目としての「株式」は、1989年から1999年の10年間で3倍に増加(60兆円)、1990年代以降その増加率を上げ、2009年度には166兆円に達する。これは、連結法人を含む資本金10億円以上の企業の2008年度の「利益(調査所得金額+受取配当益金不算入額)」(国税庁企画課)24兆円の6.7倍に達する。他方の換金性資産は、バブルのピークから2002年度にかけて、約90兆円から約50兆円へ減少するが、2002年度を底として増加基調に入り、2009年度には80兆円に近づく。推計換金性資産については、2009年度には90兆円を超える。2008年度「利益」の約3.8倍である。

金融資産の一方の「株式」(固定資産)の累積は、株式会社の組織形態の変化、および大手企業による海外投資(例えばM&A(企業の合併・買収)での海外直接投資)の増加を反映するものと思われる。他方の換金性資産の増加は、キャッシュ・フローの増加に伴う大手企業の財テク経営比重の高

まりを意味する。この大手企業の財テク比重の上昇を見るため、換金性資産から現金・預金を除いた有価証券形態での換金性資産を固定資産（有形＋無形）で割った値を見ると、2002年度以降その値は急上昇し、2009年度には45%に達する。日本企業もまたアメリカ企業同様、本業以外の財テク投資の比重を高めてきたのである。

大手企業は1990年代後半以降、労働セクター、中小企業セクターから所得シフトを進め、しかも政府財政に対して、応能負担原則に従うこともなく当期純利益を拡大してきた。しかし、投資を上回るキャッシュ・フローの拡大の下、その純利益（フロー）処分において配当支払いを厚くし、内部留保（ストック）についても、海外投資展開と同時に、換金性資産を貯え、財テク経営の比重を高めてきた。言い換えれば、大手企業は、所得集中を計る一方、政府財政、設備投資を介した雇用機会の創出に自分の貢献を果たすことなく、配当支払い、さらには財テク経営の厚みを増してきたのである。

#### 4 法人税 VS 消費税

バブル崩壊後、とりわけ1990年代末以降、第一に労働分配率が低下し、第二に中所得世帯が減少し、低所得・貧困世帯が増大するという形で世帯間格差が拡大し、第三に企業の規模別利益格差が拡大する。かくして第四に資本金10億円

以上、あるいは資本金100億円以上の企業への所得集中が進む。その一方で、これら巨大企業は、家計部門との比較において、応能負担原則に基づく社会的義務（税＋社会保険料）を回避してきた。このことは、対中小企業との比較についても当てはまる。大手企業は、受取配当金の益金不算入、研究開発減税などの優遇措置の利用により、その実際の租税負担率は、法定税率はおろか、中小企業の租税負担率をも下回る。しかも、大手企業は、余裕資産の増大の下、財テク投資の比重を高める。

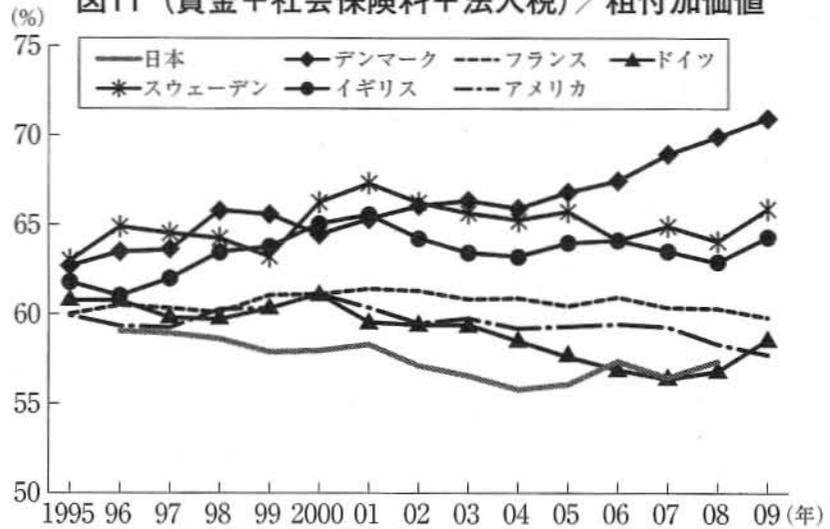
#### 《第一の結論Ⅱ法人税負担額の引上げ》

こうした分配構造の変化から得られる、今後の税制改正に関する第一の結論は、大手企業の法人税負担額の引上げである。これが応能負担原則から得られる結論である。

これに対し、新古典派財政学者は、あたかも基本命題かの如く、日本の実効法人税率の国際的高さを根拠に、法人税率の引下げを主張する。しかし、この企業コストを法人税に限定した議論は結論ありきのものでしかない。

企業はその社会的役割として、法人税に加え、社会保険料を支払う。国民生活の基盤である賃金支払も企業の重要な社会的義務である。利潤という観点からすれば、これら法人税、社会保険料、賃金はいずれも企業にとっては費用を意味する。企業がこれらの費用項目をどのような割合で負うのか、つまり社会的義務を果たすのかは、国ごとに、そして時代によって異なる。それゆえ、企業にとっての費用要因、つ

図11 (賃金+社会保険料+法人税) / 粗付加価値



(資料) OECD iLibrary, Simplified non-financial Accounts, in Statistics, Databases, National Accounts Statistics, および Revenue Statistics, in Statistics, OECD, Statより作成。

し、これもなお十分ではない。法人税、社会保険料に、さらに賃金を加えたものを広義の公的負担として、国際比較を行う必要がある。(賃金+法人税+社会保険料) / 粗付加価値として、その広義の公的負担率について主要先進国間の国際比較を行ったのが図11である。1995年以降、日本企業の負担率は一貫してデンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、そしてアメリカを下回る。広義の公的負担

まり利潤制約要因の一つをとって国際比較をしても何の意味もない。実際、財務省、経済産業省は、税制議論に際して、法人税に社会保険料(事業主負担)を加えた企業の公的負担率を用いた国際比較データを示す。しか

率を見る限り、日本の企業は法人税、社会保険料負担率の引上げ余力を残す。それゆえ、個人所得税、消費税率の引上げの場合には、賃金支払いの増額が前提となる。

新古典派財政学者は、法人税率引下げの第二の根拠として、国際的に高い法人税率が、企業の海外流出・国内産業の空洞化を招くことになると主張する。しかし、この議論もまた現実的根拠を欠く。海外投資を加速化させる大手企業自身、海外投資シフトの主要な理由は「現地の製品需要が旺盛又は今後の拡大が見込める」ことにあると答える(経済産業省「海外事業活動基本調査」2008年度)。近年、自動車・家電、金融・保険に留まらず、小売(コンビニ等)、飲料、家庭用品の分野でも、大手企業は、アジアを中心とする海外展開を積極化させる。その最大の理由は、国内市場の成熟・飽和であり、他方アジア市場の拡大、そこでのビジネス機会の拡大である。法人税率を仮に20%に下げたところでの流れは変わらない。これがグローバル競争の現実である。

確かに、アイスランドでは、リーマン・ショック以前、大幅な法人税率の引下げと規制緩和により、多国籍企業のアイスランド進出が活発化した。しかし、それはEUという統一市場での話である。例えば、東京と大阪の間で、大阪立地企業の法人税率を東京の半分にすれば、大阪への本社移転が増えることはありうる。日本全国を市場とする企業であればなおさらである。しかし、市場を異にするA国とB国の間で、B国の市場成長率が高い場合、仮にB国での法人税率がA国に

比べ高い場合であっても、A国からB国への資本流出は進む。

新古典派財政学者の法人税引下げ論の第三の根拠は、国際競争力である。日本企業の国際競争力強化なくして雇用は守れず、そのためには法人税率を競争相手国並みに引下げることが必要であるというわけである。これもまた現実的根拠を欠く。企業の国際競争力にとって重要なものは、コスト要因もさることながら、技術・開発力である。貿易自由化の進展を目的とするWTO協定に、知財保護規制の強化を目的とする「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」が加えられたのも、技術・研究ノウ・ハウ、その独占がグローバル競争力を大きく左右するからである。その技術・開発力を支えるのが研究・開発投資であり、人材である。前者の研究・開発費は、税法上経費扱いとみなされるので法人税率とは関わらない。確かに、法人税率は税引後利益、従って企業の投資余力を介して、企業の改善・コスト削減力に影響を及ぼしうる。しかし、今日の状況、すなわち大手企業におけるキャッシュ・フローと設備投資とのギャップの拡大、換金性資産の対固定資産比率の上昇の事実からすれば、大手企業の租税負担の引上げが投資能力を阻害することにならない。企業の技術・開発力を支えるもう一方の人材についていえば、目先の利益確保を狙った近年の人事管理、すなわち非正規雇用の拡大、成果主義の強化、企業内職業訓練機会の縮小は、職場の分断化、前向きな労働意欲を削ぎ、技術・開発力を弱めることになる。こうした人事管理問題が法

人税率とは何の関わりもないことはもう言うまでもない。

### 《第二の結論Ⅱ消費税引上げ論の否定》

日本の分配構造の特徴、変化から得られる第二の結論は、消費税率引上げ論の否定である。一つに、消費税の担い手は、家計、および消費税を価格転嫁できない中小零業者であり、これら両セクターは、所得を絶対的、かつ相対的（対大手企業）に低下させているからである。この状況下における消費税率の引上げは応能負担原則の否定を意味する。

二つに、日本企業の広義の公的負担率が国際的に低い（図11）ことと裏腹の問題であるが、日本における個人消費の対GDP比率は国際的に低い。日本の対GDP個人消費比率は、デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリス、そしてアメリカをも大きく下回る。フランス、イギリスの比率は95%に迫る一方、日本は2000年代に入り80%を若干上回るに過ぎない<sup>10)</sup>。

なお、ここで消費とは、家計消費に、さらに対家計支援非営利団体の消費支出、および中央・地方政府歳出に占める保健・医療・教育、社会福祉、住宅・地域アメニティ予算を加えたものである。今日、国民生活は、家計消費のみならず、非営利団体、財政活動によって保障されているからである。仮に消費税率の引上げを福祉目的としても、それは家計消費から財政支出を介した消費への振り変えに留まり、消費支出の対GDP比率の引上げ、つまり国民生活の全体的レベル・アップにはつながらない。今日、国民生活の状況から

すればこの消費の対GDP比率の引上げが求められており、消費税率の引上げはこれに寄与しないばかりか、その逆進性により低所得世帯の消費に大きなダメージを与えることになる(垣内、2009、図3)。

消費税率引上げ否定の三つ目の理由は、消費税が抱える業者間の不公平、つまり消費税が有する零細業者にとっての直接的な不公平である。今日、消費税納入事業者350万のうち、滞納事業者が68万(約20%)に上る。各年度の新規滞納税額の構成を見ると、消費税が5%に引上げられた後の1998年にそれまでの34%から44%に跳ね上がり今日に至る<sup>11)</sup>。

これは、大手チェーン店との競争で消費税を小売価格に転嫁できない零細業者、また親企業との力関係で、部品単価に転嫁できない下請業者が、消費税を自らが直接税として支払わざるをえないのだが、支払えないからである。消費税率のさがる引上げは、中小零細業者を経営破綻に追い込み、雇用機会の大幅な減少につながる。

消費税率引上げ否定の四つ目の理由は、中小零細業者とは対照的に、輸出企業への消費税分の還付金制度により、大手企業が多額の還付金を事実上輸出補助金として得ていることである。この制度は、大手企業が中間財の仕入れに際し、消費税を負担しており、その消費税分を海外市場では相手国の消費税の存在により価格転嫁できないという前提に基づく。しかし、現実にはこの前提条件は必ずしも成立しない。大手グローバル企業は、中小業者の納入部品に対する単価決定権

を握っているため、仕入れにかかる消費税分は納入業者に負わせることが可能となる。その場合、還付金は、輸出企業に對する補助金となる。この還付金は、2010年度歳入予算でトヨタ自動車以下上位10社で約8000億円(還付金の約24%)であり、合計では3兆3760億円、消費税収入12兆円の28%の規模に達する(湖東、2011、表2)。財界は社会保険料の消費税への転換を主張するが、そのことによつてグローバル大手企業は、社会保険料の事業主負担を免れるばかりか、さらなる輸出補助金を得ることになる。

こうした消費税率引上げ否定論に対し、引上げ支持論者は、消費税のメリットとして社会保険制度における負担と受益に関する世代間格差の是正効果を指摘する。今日、高齢者世帯ほど過去の社会保険料の支払いに対して受益が上回り、それとは逆に若年世帯ほど負担に対して将来の受益が下回る。そのため、社会保険料の上昇を抑制し、その分、社会保障財源を高齢者も負担する消費税に代替すれば、支出と受益の世代間アンバランスの解消につながるというわけである。

しかし、この議論は、今日国民生活にとって不可欠となっている社会保障を保険制度として扱い、しかも保険料財源問題を家計部門内の世代間問題として扱うという二重の恣意的前提・土俵の上でのものにすぎない。この二重の前提を取り払い、問題を国民所得の分配として捉えれば、社会保険料の引上げか、消費税の引上げか、あるいは高齢者世帯を重視するか、若年世帯を重視するか、こうした二者択一の議論に陥

ることなく、すべての世帯にとって必要な社会保障のメニューとその充実化が可能となる。北欧を初めとする先進国と日本との間での社会保障格差の原因は、世代間の負担率、受益率格差にあるのではなく、家計、および中小企業と大手企業との間の所得分配の歪みにある。消費税率の引上げはこの歪みをさらに拡大することになる。

また、消費税率引上げ論者は、所得税に比べた消費税の税収として安定性をメリットとして指摘する。しかし、景気変動に伴う税収変動は財政歳出制度ともからみ、しかも景気変動に伴う歳入変動問題を消費税としてすべて家計、および中小零細業者が負わなければならないのか、疑問が残る。

## 5 財政再建・復興財源確保の道筋

大手法人企業は、勤労世帯および中小零細企業から所得シフトを図り、その一方で税・社会保険料負担について、応能負担を回避してきた。この事実から得られる結論は、大手企業による負担能力相応の社会的貢献の引き上げによる財政健全化であった。その上で、財政赤字の状況を改めて確認すれば、過去10年平均で国債発行額は30兆円を上回り、地方債発行額も10兆円を超える。リーマン・ショック後の税収の落ち込みにより、2010年度の一般政府財政赤字は40兆円を上回る。今回、これに今後数年にわたる5兆円前後の復興財源が加わる。この現実を直視した場合、大手法人企業に対する

課税の見直しによって、果たして財政を立て直し、さらに今後も増大する社会保障ニーズに財政は応えうるのだろうか。以下、財政力強化の具体的道筋を示し本稿の結びとする。

図11で示したように、粗付加価値に対する企業の社会的コスト（賃金＋法人税＋社会保険料）の比率は、日本の場合、他の主要先進国の比率を3・6<sup>ポイント</sup>から6・3<sup>ポイント</sup>下回る。仮に、社会的コスト負担以外には、企業の競争条件に差異がないとすれば、日本の法人企業の負担率を3・6<sup>ポイント</sup>から6・3<sup>ポイント</sup>引き上げることが可能となる。仮に、法人企業の負担率を税・社会保険料で3%引き上げるとすると、約15兆円の増収が可能となる。すでに指摘したように、大手法人企業の法人税負担率（法定税率30%）は、種々の優遇措置により16〜20%にとどまる（富岡、2011a、図表3）。それゆえ、この15兆円は大手企業に対する優遇措置の是正、つまり不公平税制の是正を軸に調達されることになる<sup>(12)</sup>。

しかし、なお一般政府赤字45兆円と15兆円の差額として30兆円が残る。不公平税制は法人税に限定されない。2003年に小泉内閣が導入した証券優遇税制による税収漏れは、年1兆円と試算される。株式譲渡所得（申告所得税分）の約9割は年収1000万円以上の納税者に帰属し、さらに1984年度以降に実施された個人所得税の累進税率の簡素化・フラット化により、年収2000万円超の高額所得者は、1984年度税制比で、年5000億円以上の減税効果を受受する（垣内、2009、27〜29頁）。これら高額所得層に対す

る減税措置の廃止により1兆5000億円の税収回復が可能となる。

加えて時限措置として、資本金10億円規模以上の企業に対して、5兆円から10兆円規模の内部留保課税も検討されるべきである。2000年以降、キャッシュ・フロー（当期利益＋減価償却）は設備投資額を最大時20兆円上回り（図7）、当期利益に対する配当率は50～100%を占め（図8）、換金性資産（現金・預金＋流動資産としての有価証券＋公社債投信・その他有価商品＋自社株）は60兆円を超え、そして海外現地法人の内部留保は19兆円を上回る。数兆円の臨時的内部留保課税は財テク活動規模を縮小するに留まろう。

他方、歳出の見直しも行う必要がある。「不公平な税制をただす会」は、歳出サイドでの歳出の無駄使いを2006年度で5・7兆円と試算する（富山、2009、135頁）。削減項目には、無駄な公共事業3・4兆円、防衛予算1・4兆円、在日米軍への思いやり予算2378億円が含まれる。

こうした歳出見直し分を社会保障予算に回すとして、なお、20兆円前後の財源不足が残る。やはり消費税率の引上げとなるのだろうか。広義の消費（個人消費＋財政歳出による対個人サービス・給付）の対GDP比率を見た場合、日本は他の先進国を大きく下回る。この点からすれば、消費税率の引上げは認められない。仮に、引上げ分を赤字の埋め合わせに回さず、すべて社会保障予算の増額に回したとしても、広義の消費対GDP比率の引上げは実現されないからである。

残る手段は復興特別債の発行か。現在、公債（国債・地方債）、隠れ借金を含む中央・地方政府の長期債務残高は100兆円を超える。公債費だけでも33兆円（2008年度）に上り、一般政府財源不足40兆円の83%を占める。財政再建のスピードを遅らせることはあっても、これ以上公債残高を積み上げるべきではない。ちなみに、国債発行残高の約30%を保有する、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険はすでに運用資産に占める国債比率が70%を上回り、限界に近づく。

考えうる手段は、既発国債・地方債の日銀による買い取り↓別会計化による塩漬けである。日銀は、すでに76・7兆円の国債を資産として保有する。ハイパー・インフレでも生じない限り、すでにGDPの2倍近い公債残高債務を増税によって解消することは不可能である。もちろん、公債残高を一気に日銀が買い取ることは混乱を招く。そのため、買い取りは公開市場操作を介して徐々に行わざるを得ず、また復興財源確保の必要もあり、赤字国債の発行を即座に止めることはできない。しかし、その場合であっても、財政健全化の道筋を外すことなく、不公平税制の是正を図る一方、物価動向を勘案しつつ、新規国債発行額を上回る既発債を日銀が買い入れ、オフ・バランス化・塩漬けしていく必要がある。

日銀による買い取りに際して、最も懸念されるのは、多額の現金投入による投機発生リスクである。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、民間金融機関が保有する公債を売却すれば、今度はこれら公債保有セクターが、新たな資金運用先を開拓

せざるを得なくなる。投機に向かう可能性は否定できない。この投機リスクの監視、管理策が別途必要となる。

(注)

- (1) IMF (2007)、Fig.5.7.参照。
- (2) 総務省 (2008) 参照。
- (3) 青木・宮島 (2010)、3頁参照。
- (4) 商品・サービスに対する課税はそのすべてを消費者が負担する訳ではない。しかし、最終生産物の8割の購入主体が家計であること (川上、2009年4月、53頁) を考慮して商品・サービスに対する課税を家計負担として計算した。
- (5) 中小零細業者の消費税自己負担については、斎藤 (2010)、53頁、191頁参照。
- (6) 広義の内部留保については、小栗・谷江 (2010)、第2部・第2章参照。
- (7) 小栗・谷江 (2010)、178頁参照。
- (8) 富岡 (2011a)、図表3、垣内 (2010)、表2、田中 (2010)、図表18参照。
- (9) 土居・井堀 (2010) 参照。
- (10) OECD iLibrary, *Aggregate National Accounts* および *Government Expenditure by Function* 参照。
- (11) 斎藤 (2010)、31頁、湖東 (2011)、11頁参照。
- (12) より詳しい不公平税制は正案については、富山 (2009)、132～133頁参照。

(参考文献)

青木英高・宮島英昭 (2010) 「日本企業における事業組織のガバナンス—企業の境界と二層のエンジェンシー問題の視

角から—」RIETI Discussion Paper Series, 10-J-057, 2010年12月。

小栗崇資・谷江武士 (2010) 「内部留保の経営分析…過剰蓄積の実態と活用」学習の友社。

垣内亮 (2009) 「大企業・大資産家優遇税制の転換を」『経済』2009年3月。

垣内亮 (2010) 「法人税減税—二つの論点を検証する」『経済』2010年10月。

川上則道 (2009) 「日本の所得分配構造はどう変わったか—循環構造図の統計分析から(上)(下)」『経済』2009年3・4月。

湖東京至 (2011) 「消費税増税論について」『日本の科学者』Vol.46, No.3, March, 2011。

斎藤貴男 (2010) 「消費税のクラクリ」講談社現代新書。

総務省 (2008) 「平成19年 就業構造基本調査」(全国編)。田中美里 (2010) 「内部留保と法人税制」(小栗崇資・谷江武士、2010所収)。

土居文朗編 (2010) 「日本の税をどう見直すか」日本経済新聞出版社。

富岡幸雄 (2011a) 「大小企業区分税制の緊急提案」『税経通信』2011年1月。

富岡幸雄 (2011b) 「危機にある法人税改革」『税経弘報』2011年1月。

富岡幸雄 (2003) 「税務会計学原理」中央大学出版部。

富山泰一 (2009) 「消費税によらない豊かな国ニッポンへの道」あけび書房。

IMF (2007) *World Economic Outlook*, April, 2007.

